



福岡医発第2030号（地）
令和2年10月23日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

独立行政法人医薬品医療機器総合機構が実施する健康被害
救済制度に関する集中広報の周知について

標記の件につきまして、厚生労働省医薬・生活衛生局総務課医薬品副作用被害対策室長より、日本医師会を通して別添のとおり連絡がありました。

独立行政法人医薬品医療機器総合機構が実施する健康被害救済制度は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成14年法律第192号）に基づく公的制度であり、医薬品の副作用等により入院が必要な程度の疾病や障害等の健康被害を受けた方の救済を図るため、医療費、医療手当、障害年金などの給付を行うものです。

医薬品の副作用等で健康被害に遭われた方が適切に救済給付を受けるためには、国民や医療機関に同制度が広く認知される必要があることから、今般、本年10月から12月まで同制度の集中広報を実施するとのことです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただくとともに、貴会会員へ周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、同制度の実施主体である独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）では、下記の内容で広報を実施することとしているとともに、研修会等での講師派遣および電話による相談窓口が設けられているほか、PMDA ホームページにも情報が掲載されていることを申し添えます。

記

- ・ 集中広報の実施内容（予定）
 - 全国の新聞への広告掲載
 - 全国でのテレビスポット CM
 - Web 広告（「医薬品副作用被害救済制度特設サイト」への誘導や制度紹介のアニメーション動画の配信）
 - 医療関係専門誌への広告掲載 など

小郡三井医師会より

医療安全管理担当理事 田中英二
会長 島田昇二郎

【担当部署:医薬品医療機器総合機構 健康被害救済部企画管理課】

◆資料請求・出前講座・eラーニングについてのお問い合わせ窓口

電話番号:03-3506-9460

Eメール:kyufu@pmda.go.jp

◆救済制度に関する相談窓口

電話番号:0120-149-931 (フリーダイヤル)

受付時間:(月～金)9時～17時(祝日・年末年始を除く)

Eメール:kyufu@pmda.go.jp

◆(広報資料)

<https://www.pmda.go.jp/relief-services/adr-sufferers/0001.html>

(出前講座)

<https://www.pmda.go.jp/relief-services/adr-sufferers/0051.html>

(出前講座チラシ)

<https://www.pmda.go.jp/files/000231343.pdf>

都道府県医師会
医療安全担当理事 殿

日本医師会常任理事
城守 国斗

独立行政法人医薬品医療機器総合機構が実施する健康被害
救済制度に関する集中広報の周知について

標記の健康被害救済制度は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成 14 年法律第 192 号）に基づく公的制度であり、医薬品の副作用等により入院が必要な程度の疾病や障害等の健康被害を受けた方の救済を図るため、医療費、医療手当、障害年金などの給付を行うものです。

医薬品の副作用等で健康被害に遭われた方が適切に救済給付を受けるためには、国民や医療機関に同制度が広く認知される必要があることから、今般、厚生労働省医薬・生活衛生局総務課医薬品副作用被害対策室長より、同制度の本年 10 月から 12 月までの集中広報について、別添のとおり本会宛て協力依頼がありました。つきましては、貴会管下会員へのご周知にご協力賜りますようお願い申し上げます。

なお、同制度の実施主体である独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）では、下記の内容で広報を実施することとしているとともに、研修会等での講師派遣および電話による相談窓口が設けられているほか、PMDA ホームページにも情報が掲載されておりますので、併せてご参照のうえご活用いただきますようお願いいたします。

記

- ・ 集中広報の実施内容（予定）
 - 全国の新聞への広告掲載
 - 全国でのテレビスポット CM
 - Web 広告（「医薬品副作用被害救済制度特設サイト」への誘導や制度紹介のアニメーション動画の配信）
 - 医療関係専門誌への広告掲載 など

【担当部署：医薬品医療機器総合機構 健康被害救済部企画管理課】

◆ 資料請求・出前講座・eラーニングについてのお問い合わせ窓口

電話番号： 03-3506-9460

Eメール： kyufu@pmda.go.jp

◆ 救済制度に関する相談窓口

電話番号： 0120-149-931（フリーダイヤル）

受付時間：（月～金）9時～17時（祝日・年末年始を除く）

Eメール： kyufu@pmda.go.jp

◆（広報資料）<https://www.pmda.go.jp/relief-services/adr-sufferers/0001.html>

（出前講座）<https://www.pmda.go.jp/relief-services/adr-sufferers/0051.html>

（出前講座チラシ）<https://www.pmda.go.jp/files/000231343.pdf>

以上

薬生副発 0929 第 2 号
令和 2 年 9 月 29 日

公益社団法人 日本医師会 担当理事 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課
医薬品副作用被害対策室長

独立行政法人医薬品医療機器総合機構が実施する健康被害
救済制度に関する集中広報の周知について（協力依頼）

平素より厚生労働行政の推進にご協力を賜り感謝申し上げます。

健康被害救済制度は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成 14 年法律第 192 号）に基づく公的制度であり、医薬品の副作用等により入院が必要な程度の疾病や障害等の健康被害を受けた方の救済を図るため、医療費、医療手当、障害年金などの給付を行うものです。

医薬品の副作用等で健康被害に遭われた方が適切に救済給付を受けるためには、広く国民や医療機関に制度を認知していただく必要があります、制度の周知に努めているところです。

制度の実施主体である独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「機構」という。）では、毎年、10 月 17 日から 23 日までの「薬と健康の週間」をはじめ、12 月までの約 3 か月間を「健康被害救済制度集中広報期間」として、国民及び医療関係者向けに、制度の認知度向上を目的としたキャンペーンを展開しており、今年度も下記のような広報を実施することとしております。

つきましては、貴職においてご了知のうえ、会報誌やホームページに掲載するなど、広報にご協力いただき、貴法人等の会員及び役職員又は管下の医療機関等に周知くださいますようお願い申し上げます。

また、機構では、リーフレットその他、広報資料を無料で配布しており、機構のホームページからもダウンロードすることができます。さらに、職員を講師として自治体や医療機関に派遣し、健康被害救済制度に関する講演（出前講座）を無料で実施していますので、ぜひご活用ください。

なお、出前講座は 10 月下旬から医薬品副作用被害救済制度特設サイトにおいて、e ラーニングでも受講できるようにする予定です。

（広報資料） <https://www.pmda.go.jp/relief-services/adr-sufferers/0001.html>

（出前講座） <https://www.pmda.go.jp/relief-services/adr-sufferers/0051.html>

(出前講座チラシ) <https://www.pmda.go.jp/files/000231343.pdf>

記

集中広報の実施内容（予定）

- 全国の新聞への広告掲載
- 全国でのテレビスポットCM
- Web 広告（「医薬品副作用被害救済制度特設サイト」への誘導や制度紹介のアニメーション動画の配信）
- 医療関係専門誌への広告掲載 など

※ 別添にて広報例（原稿）をお送りします。広報誌に掲載するなどのために電子媒体をご希望の場合には、機構または当室までご連絡ください。

（本件に関する照会先）

独立行政法人医薬品医療機器総合機構 健康被害救済部企画管理課

○資料請求・出前講座・eラーニングについてのお問い合わせ窓口

電話番号:03-3506-9460

Eメール:kyufu@pmda.go.jp

○救済制度に関する相談窓口

電話番号:0120-149-931(フリーダイヤル)

受付時間:(月～金)9時～17時(祝日・年末年始を除く)

Eメール:kyufu@pmda.go.jp

（本件通知担当者）

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課医薬品副作用被害対策室

阿部(内線2717)、櫻井(内線2718)

(代表電話)03-5253-1111、(直通電話)03-3595-2400

Eメール:fukutai01@mhlw.go.jp